

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画子ども局・子ども未来課

法令名	佐賀県青少年健全育成条例			法令番号	平成8年条例第13号		
手続名	ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝の除去、停止等			根拠条項	第18条の3第1項 第18条の3第4項		
処分基準	<p>ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝の方法や内容等が青少年のツーショットダイヤル等営業の利用を誘発するなど、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	子ども未来課	交付機関	子ども未来課	目次No.